

真和志地域乗合タクシーの運賃改定等に対する  
市民意見の募集（パブリックコメント）要領

（株）鏡原第一交通が真和志地域で運行している真和志地域乗合タクシーについて、燃料価格高騰や経費の高騰などを理由に、持続可能な運行に向けて、運賃改定を実施する予定です。

一般乗合旅客自動車運送事業者が運賃改定を行う場合には、道路運送法第9条第5項に規定される市民意見聴取を実施することとなっているため、運賃改定に関して意見を募集します。

1 案件名 真和志地域乗合タクシーの運賃改定等に対する市民意見の募集について

2 募集期間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

3 内容確認方法

- ① 那覇市ホームページからダウンロード
- ② 那覇市役所 都市計画課（9階）（縦覧のみ）
- ③ 那覇市役所 市政情報センター（1階）（縦覧のみ）
- ④ 各支所窓口（首里支所、真和志支所、小禄支所）（縦覧のみ）
- ⑤ なは市民協働プラザ（1階）（縦覧のみ）

4 提出先・提出方法

- ① 直接提出：那覇市役所本庁舎9階 都市計画課（那覇市泉崎1-1-1）
- ② 郵送：〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階 都市計画課
- ③ FAX：那覇市 都市みらい部 都市計画課（098-951-3245）
- ④ 電子メール：T-TOSI001@city.naha.lg.jp
- ⑤ 意見提出様式自由（氏名、住所、電話番号を明記すること）  
※ 添付のご意見記入用紙参照

5 その他（留意事項）

- ① 意見提出の様式はありませんが、募集案件名、氏名、住所、電話番号等が未記入のご意見は受付いたしかねますので、必ずご明記ください。
- ② 匿名や電話でのご意見については、受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 提出いただいたご意見については、ご意見のまとまりごとに整理し、本市の考え方を公開いたします。個別に回答致しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 那覇市民意見提出（パブリックコメント）制度に関する要綱で定義される市民については、次で定める者となります。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）本市に対して納税義務を有する者
- （3）市内に事務所又は支店を有する個人及び法人その他の団体
- （4）市内に通勤又は通学する者